

令和7年度 第2回いの町子ども・子育て会議議事録

1. 日時 令和8年2月17日(火)19:00～

2. 場所 いの町役場 本庁舎1階 いのホール

3. 出席者

委員:石川正康、井上美佐子、岡林沙織、倉繁迪、小泉清人、坂本美佐、中野登志子、西内景介、日向國雄、宮田幸子、山崎水南実、吉松美奈子、和田信子

(欠席者 上妻智子)

事務局:教育委員会 黒瀬教育長、宮脇教育次長、澁谷次長補佐、小田幼保支援係長、尾崎生涯学習係長心得、幼保支援係 谷本、本川教育事務所 山中所長、ほけん福祉課 西森課長補佐、廣瀬こども家庭センター係長

傍聴者:1名

事務局:定刻になりましたので、令和7年度第2回いの町子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私はいの町教育委員会事務局の小田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

いの町子ども・子育て会議設置条例第6条第2項により、委員過半数が出席し、会議が成立となります。本日は委員14名中13名出席しているため、会議は成立しています。

傍聴される方が1名いらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか？ありがとうございます。傍聴は許可されました。傍聴の方につきましては、会議終了後に資料を回収させていただきますのでご了承をお願いいたします。

それではお手元の資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしておりました資料1、令和7年度子ども・子育て会議資料。資料2、資料3、資料4、資料5と第3期いの町子ども・子育て支援事業計画。本日配付資料。全て揃っていますでしょうか？それでは、これより議事の進行を会長をお願いいたします。

会長:はい、こんばんは。それでは予定としては20時半をめどに議事を進めていきたいと思っております。次第の方も、結構議事がありますので、皆さん頑張ってください。では、今日の議題からいきます。議事次第(1)令和7年度各事業実績報告について、事務局からお願いいたします。

事務局: それでは令和 7 年度の各事業の実績報告をさせていただきます。資料 1 をご覧ください。令和 7 年度の実績値につきましては、現段階では見込みの数値となりますので、ご了承ください。それでは資料の 1 ページをご覧ください。計画のページ数は 38、39 ページになります。教育・保育の提供実績です。令和 7 年度の実績見込みとしましては、3 歳から 5 歳児の 1 号認定者が 32 名。3 歳から 5 歳児の 2 号認定者が 371 名。0 歳児が 54 名。1・2 歳児が 162 名となっております。令和 6 年度と比べると、1 号認定者は 8 名増加し、2・3 号認定者は 21 名減少しております。計画における見込み量と比べますと、1 号認定者は低く推移し、2・3 号認定者は高く推移しております。

続きまして 2 ページをお願いいたします。地域子ども・子育て支援事業実績について、順番に令和 7 年度実績見込みの報告をさせていただきます。計画のページ数は 40 ページからになります。まず時間外保育です。時間外保育事業についてご説明させていただきます。この事業は保育園の開園時間 11 時間を超えて延長保育を実施する事業で町内では、伊野保育園、あいの保育園、神谷保育園で実施しております。今年度は 63 名の利用実績見込みとなっております。こちらの数値は延べ人数ではなく、実人数となっております。63 名の内訳としましては、伊野保育が 33 名、あいの保育園が 30 名となっております。神谷保育園につきましては、現在時間外保育の利用者はいらっしゃいません。資料を見ていただくとおわかりの通り、令和 4 年度以降減少傾向となっていることがわかります。減少の原因として考えられるのは、兄弟一緒に延長保育を利用していたご家庭が卒園し、下のお子さんだけになったことや、全体の園児数の減少等が挙げられるかと思えます。時間外保育事業の説明は以上になります。

私の方から放課後児童健全育成事業の説明の方をさせていただきます。令和 7 年度の計画の見込み量につきましては低学年が 264 名、実績の見込みが 252 名、高学年につきましては計画の見込みが 65 名、実績の見込みが 65 名となっております。以上です。

続きまして、子育て短期支援事業についてご説明させていただきます。この事業は保護者の育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に児童養育施設等において、必要な養育を行う事業です。今年度は現在まで 2 回ほど利用希望があり、施設に問い合わせをしましたところ、1 回は受け入れ可能な施設がなく一時保護になりました。もう 1 回は受け入れ施設が準備できたものの利用希望者の都合でキャンセルとなりました。そのため、1 月末の利用実績はございません。また 2 月 3 月についても施設側の受け入れ可能な日が限定的で、利用希望者とのマッチングが困難な状況が続いておりますので、今年度は利用見込みをゼロとしております。今後も、こども家庭センターや保健師の日々の関わり中で、必要と思われる家庭や相談者に制度の周知を図るとともに、施設との調整、児童相談所との連携を図ってまいります。

続きまして、地域子育て支援拠点事業についてご説明をさせていただきます。この事業は、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所として、ぐりぐらひろばを開設し、子育てについての相談、情報の提供、子育てに関する講座等を継続して行っております。地域子育て支援拠点事業の数値につきましては、月の延べ人数を記載することとなっております。令和 7 年度につきましては、計画の見込み量が 404 人。実績の見込み

としましては 498 人の利用人数となっております。以上となります。

続きまして一時預かり事業についてご説明させていただきます。幼稚園の預かり保育の利用数は、令和 6 年度が延べ 51 名、内訳としましては、認定こども園えだがわの 1 号認定が 5 名、伊野幼稚園が 46 名となっております。令和 7 年度の見込みは延べ 302 名となっております。内訳は伊野幼稚園のみで、認定こども園えだがわは 0 名の見込みです。令和 7 年度の増加の要因としましては、就労等により、教育時間以降の預かり保育を利用する保護者が実人数で 2 名程度おまして、定期的に利用されていることが考えられます。続きまして幼稚園以外の一時預かり事業についてご説明させていただきます。町内では、あいの保育園と認定こども園えだがわで実施をしております。利用の理由としましては里帰り出産での利用や、保護者のリフレッシュ、親の介護等を目的とするものが主な理由となっております。令和 7 年度は実績見込み数が 483 名となっております。内訳は、あいの保育園が 6 名、認定こども園えだがわが 477 名の見込みでございます。一時預かり事業の説明は以上になります。

続きまして、病児病後児保育事業についてご説明をさせていただきます。令和 7 年度の実績見込みは 11 名となっております。利用者の内訳につきまして 1 歳児が 3 名、2 歳児が 3 名、3 歳児が 2 名、4 歳児が 3 名となっております。利用時間は最も短かった方で 4 時間、最も長く利用した方で 11 時間となっております。病後児保育の利用の必要となった疾病名としましては、感染性胃腸炎、咽頭炎、インフルエンザなどとなっております。病児・病後児保育事業の説明は以上になります。

続きまして、ファミリーサポートセンター事業です。今年度については、1 月末までに延べ 230 件の利用があり、年間では 242 件の利用を見込んでおります。1 月末までに活動された、まかせて会員さんは 13 名。依頼されたお願い会員さんは 15 名です。主な活動内容としては、放課後の預かり、保育園へのお迎えと預かりとなっております。1 月末時点の会員数は、お願い会員が 127 名、まかせて会員が 49 名、どちらも会員が 3 名となっております。

続きまして、妊婦健診事業です。本事業は、妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦健診を実施する事業です。母子健康手帳の交付者等に対して最大 14 回までの健康診査を行うものです。見込み量はこれまでの実績ベースで試算しており 7 年度の計画見込み 1001 回に対しまして、7 年度の実績見込みが 1020 回となっております。

続きまして、乳児家庭全戸訪問事業です。本事業は、生後 4 ヶ月頃までの乳児のいる家庭に保健師等が訪問しまして、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の把握を行う事業となっております。令和 7 年度の計画見込み量が 88 名に対しまして、実績見込みは本年度出生予定の 79 名となっております。

続きまして、養育支援訪問事業です。本事業は、養育支援が特に必要な家庭に保健師、助産師等が訪問しまして、養育に関する指導・助言などを行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業となっております。この実績見込みが年度で少々ばらつきがありますが、7 年度は計画見込み 30 名に対しまして実績見込みが 40 名となっております。

続きまして利用者支援事業です。本事業は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援や関係

機関との連絡調整等を実施する事業です。令和 7 年度にすこやかセンターにこども家庭センターを開設しましたので、実績見込みは 1 ヶ所となります。

続きまして、産後ケア事業です。本事業は、この第 3 期計画から法定事業として加わった事業です。出産後のお母さんが笑顔で安心して育児ができるように、助産師などの専門職がお母さん 1 人 1 人の悩みに応じて育児指導やアドバイスなどの支援を利用したい方が受けることができる事業です。対象は産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃんが対象です。見込み量はいの町の人口推計で 0 歳の人数としておりますが、実績見込みは実人数の 30 名の利用となっております。以上です。

続きまして、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」について説明をさせていただきます。令和 8 年度の本格実施に向けて、令和 7 年度は自治体の判断で地域子ども・子育て支援事業として実施することとなっており、いの町では実施の意向のあった家庭的保育事業所あんずのぼっけで実施をいたしました。利用者数の実績ですが、0・1・2 歳の 3 名の方にご利用いただいております。0 歳児の方は 9 月から 4 ヶ月間、1 歳児の方は 7 月から 5 ヶ月、2 歳児の方が 5 月から 4 ヶ月利用で延べ利用者数は 13 人となっております。令和 8 年度からは、家庭的保育事業所あんずのぼっけに加え、認定こども園ごほくで実施する予定となっております。乳児等通園支援事業については、後ほど議事次第(5)で詳しく説明させていただきます。以上です。

続きまして、妊婦等包括相談支援事業です。この事業は妊婦やその配偶者に対して、母子保健や子育てに関する情報提供・相談などを保健師が面談等を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目ない伴走型相談支援を行う事業です。妊娠届け出時、産前訪問時、産後訪問時の 3 回、保健師が面談を実施します。実績見込みは本年度出生予定 79 名に、面談の回数 3 回を乗じた数の 237 名となっております。

以上が今年度の実績見込みの報告となります。

会長:はい。委員会事務局の方から報告がありましたが、何かこの地域子育て支援事業実績についてご意見のある方、ご質問ある方、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか?はい。何もなければ次の議題へ進みたいと思います。次に、議事次第(2)保育の利用定員の変更について事務局からお願ひいたします。

事務局:それでは資料 2 の説明をさせていただきます。令和 7 年度に伊野保育園の利用定員の見直しを行い、県に届け出を行いましたのでご報告いたします。伊野保育園について、令和 7 年 7 月 1 日付けで社会福祉法人伊野厚生事業協会より子ども・子育て支援法第 35 条第 2 項の届け出があり、定員を 120 人から 110 人に変更した旨の報告を受けたものです。利用定員を変更する理由は、園児数が減少しているため、実態に合わせて見直しを行ったものです。この定員の変更により、お手元の第 3 期の町の子ども・子育て支援事業計画の修正をお願いいたします。39 ページをお開きください。39 ページの表の令和 7 年度の枠の中の左側、⑤確保方策の中の保育園、認定こども園の行について現在、3 号(0 歳児)の 58 人となって

いるところを 54 に、その右側 92 となっているところを 90 に、その右側 137 となっているところを 133 に修正をお願いいたします。また、こちらの修正は、令和 7 年度の右側の枠の令和 8 年度、その下の令和 9 年度から令和 11 年度についても、同様をお願いいたします。以上で説明を終わります。

会長：はい。これは修正という形でよろしいと思いますので、次へ進みたいと思います。これについてはいいですね。はい、では次の議事次第(3)放課後児童クラブ定員の変更について事務局からお願いいたします。

事務局：はい。事務局の方から説明させていただきます資料 3 になります。放課後児童健全育成事業です。放課後児童クラブについては現在 5 つの学校で児童クラブを開設してまして、定員の方が 342 名だったところ、年々クラブの利用希望者が増加傾向にありまして、令和 7 年度には、待機児童が発生したこともありますので令和 8 年 4 月 1 日から新たに放課後児童クラブ 2 つを新規に開設をすることによって待機児童の解消を図るものです。伊野小学校に 1 つ、枝川小学校に 1 つ。合計 2 つを新たに開設しようとするものです。以上です。

会長：はい。事務局の方から放課後児童育成事業の定員についての変更について説明がありましたが、何かご質問等ありませんでしょうか？

B 委員：少しよろしいですかね。資料に放課後児童クラブの先生方の確保とか、それとか開設時間の延長についても必要になるのではないかと、検討しますということを書いてあるんですが、これでいくとどれぐらいの支援員さんが必要になるかというのが出ておりましたら教えていただきたいです。

事務局：ご質問にありました支援員の確保というのは、支援員の人数がどれぐらい増えるのかといったご質問でよろしかったですかね。はい。令和 7 年度から令和 8 年度比較しまして 5 名、支援員を増やすように現在考えているところです。開設時間については今のところ令和 7 年度と令和 8 年度で変更はない予定です。以上です。

会長：他に質問のある方はいませんか？よろしいでしょうか。そしたら議事次第(4)いの町就学前教育・保育施設再編成整備計画について事務局からお願いいたします。

事務局：はい。私の方から説明の方を資料の 4 と資料 5 を使ってさせていただきたいと思いますよろしくお願いたします。

いの町の就学前教育・保育施設再編整備計画について、前回少しご説明をさせていただいて、アンケートを行い、再編整備計画を作っていきたいというお話をさせていただきました。その際にはアンケートの内容について少しご意見等いただきまして、また計画の方は概要をご説明させていただいたところですが、今回アンケートを実施してその結果が資料 4 でございます。それから資料 5 が、案の段階になりますが、計画骨子ということで、今回少し説明をさせていただきたいと思います。

まず資料 4 について説明をしたいと思います。資料 4 の 1 ページ目、一番最初の項目、これがアンケート項目でございます。その結果を順番に少し見ていきたいと思います。まずめくっていただいて 22 分の 1 ページ、アンケート調査結果というのがあると思いますけれども、それをご確認いただけたらと思います。まず(1)の調査の実施概要ということで調査対象者、それから期間・方法・配布数・回答数・回答率といったところ、その表をご確認ください。まず調査対象者ですが、町内の保育施設を利用中の保護者の方をお願いをしました。調査期間は 11 月 5 日から 28 日まで。オンラインでの回答をいただきまして、配布数は 574 人で、回答数は 245 人でした。回答率としましては 42.7%でございます。

調査結果(2)につきましては、またご覧いただけたらと思いますけれども、同じ園に通っているお子様は何人いますかという問いへの回答。園ごとに 1 名とか 2 名とか 3 名とか、そういった表がその下でございます。次のページ、あと何歳児クラスですかといったような質問もありますけれども、ここはまた後でご覧いただけたらと思います。22 分の 3 ページをお願いします。設問 4 でございますけれども、保育施設への送迎の手段について伺いました。その多く 90%が自家用車で園に通っているという結果です。それからその次のページをお願いします。4 ページですね。設問 5 で、自宅から保育施設までの送迎の所要時間について片道について伺いました。青が 5 分未満、その次にオレンジが 5 分以上 10 分未満ということで、89%ほどの方が送迎の所要時間 10 分以内ということが分かりました。それだけ近いところから園まで通っているという形、近くに保育園があるという形になると思います。それから現在の保育施設に満足していますかというのが 5 ページの方の設問 6 でございます。満足・どちらかといえば満足というのがほとんどでございます。97%くらいですかね。ご満足いただいているというような調査結果になっています。そして 6 ページをお願いします。特に満足している点はなんですかという質問をさせていただきました。一番多かったのは保育士の対応といったところ。それから立地アクセスといったところが 2 番目に多いと。それから給食・食育についても満足いただいているといったような結果が出ております。自由記載というところもありますけれども、各園について特に満足している点。全部はご紹介しませんけれども、例えば伊野幼稚園でしたら、延長保育があるとかですね。認定こども園えだがわでしたら、看護師さんが常駐しているとか。それから伊野保育園でしたら柔軟な保育が行われているといったようなご意見をいただいております。それから 7 ページ 8 ページにつきましては、各園いろいろご意見があるので、またゆっくりとご覧いただけたらと思います。改善してほしい点ということで、自由意見が出ております。

はい。次に 9 ページをお願いします。9 ページに町内の保育施設の統廃合についてどう思いますかといったご意見をアンケートさせていただきました。賛成・どちらかといえば賛成といったところ、青とオレンジのところですが、大体 26%くらいですかね。それから反対・どちらかといえば反対といったところが

40%。どちらでも良い、わからないといった回答が34%ぐらいで、ちょっと意見としては割れてるのかなといったようなところでございます。注目していただきたいのは神谷保育園とか八田保育園といったところは、どちらかといえば反対といったところが多い。あと本川へき地保育園とかですね。こちらも反対・どちらかといえば反対といったところが少し率としては高いのかなと思います。少人数の園ではやはり反対というご意見が少し多かったと感じております。

次ページをお願いします。統廃合の賛成・反対の理由を自由記載で書いていただいております。反対の意見もあれば、わからない、賛成、いろいろな意見を園ごとにまとめておりますので、またこれも時間お構いなきにご覧いただけたらと思います。次に15ページをお願いします。設問10として、町内保育施設の民営化についてどう思いますかといった意見を聞きました。こちらが青とオレンジ、賛成・どちらかといえば賛成を合わせたら10%ぐらい。どちらかといえば反対・反対といったところが灰色、黄色のところ。合わせたら大体32%ぐらい。どちらでもよい・わからないといったところが48%ぐらいといったところで、少しわからないといった意見が多いかなといったところでございます。それからその次16ページからまた園ごとで、ご意見も全て掲載をさせていただいております。こちらもお覧いただけたらと思います。

20ページをお願いします。設問11としまして、保育施設を選定するに当たって重要視することは何ですかという設問です。一番多かったご意見は、保育士や雰囲気といったところを重視していると。2番目には外遊びや自然体験が多いといったところ。それから発達段階に応じた発達に応じた保育が提供されているとか。あるいは園舎・設備は清潔で安全か。5番目は自宅から近いかといったようなところが重要視されているという回答でございます。また21ページの方は自由意見ですのでまたご確認いただけたらと思います。22ページもそうですね。以上がアンケート調査でございます。

資料5の方も少し説明をさせていただけたらと思います。先ほどのアンケートを踏まえつつ、例えば現在の人口推移とか、アンケートだけではない、社会情勢とか、現在の町内の情勢を踏まえまして客観的な視点を考慮してこの再編整備計画というものを作っていきたいと考えております。仮として、まだ途中でございませけれども、この計画を少し練っております。1ページめくっていただけたらまず策定にあたってというところですね、お願いいたします。

まずその計画策定の要旨というところで、少しそこに書いてありますけれども本町においても、就学前の児童の数は年々減少している一方で、就労を希望する保護者の増加に伴いまして、子どもを取り巻く環境や家庭が求めるニーズは大きく変化していると、そういった影響で、公立の幼稚園では児童数が減少するなど様々な課題が生じてきているということを述べさせていただいております。

こうした状況を踏まえまして、長期的な就学前教育保育の質の確保を図り、将来にわたり持続可能な教育保育サービスの提供体制を構築するため、教育保育の需要に見合った適切な施設数や定員規模を検討する施設の再編整備計画を策定しますといった要旨でございます。その再編整備計画の基本的な考え方としましてそこに3つあげております。適正な施設規模の確保といったところで、保育の量の見込みに応じた適正な公立保育所等の施設の規模の確保を図ります。それから、公立保育所の機能強化、再編により集約される人的物的資源を効果的に活用しまして、質の向上に努めます。それから安全安心な施設環境の確保というところ

で、半数以上の建物が築 30 年を経過しておりますので、改修など実情に応じた必要な対策を講じていきますといった、そういった 3 つの基本的な考え方をそこに述べさせていただいております。

計画の方をもう少し深く見ていきたいと思っております。2 ページをお願いします。この計画の位置づけでございます。いの町にはいの町振興計画というものが全体の一番上の計画がございます。その下の方に、いの町の教育振興基本計画ですとか、あるいはいの町子ども・子育て支援事業計画、そういった計画のもとに、このいの町就学前教育保育施設整備計画というのを進めていきたいということをおっしゃることを 2 ページに書いています。次に 3 ページをお願いします。計画の期間でございます。計画の期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間、少し長いかもしれませんが、こちらについてはご意見等いただけたらと思います。案としては 10 年としています。必要に応じて計画の見直しを行います。再整備計画の対象の施設というのは公立の幼稚園、保育園、認定こども園ということでご覧の園が対象ということにしています。

それから 4 ページ。先ほども少し申しましたけれども、いの町の現状というところを計画に書かせていただいております。第 2 章いの町の現状と課題というところでは、まず、人口の推移です。4 ページです。

そこに総人口の推移を書かせていただいております。各年 4 月 1 日現在のということで、令和 7 年は 20,684 人ですかね。色分けで青が 0 歳から 14 歳ということで少しずつ減ってきているといったところでございます。それから 5 ページです。地区別人口の推移ということで、令和 3 年から 7 年の各年齢です。ね 0 歳から 14 歳、15 歳から 64 歳、65 歳以上といったところで分けて人口の推移を書かせていただいております。地区別です。下の方の棒グラフを見ていただいたらわかりますが、0 歳から 14 歳まで少し吾北地区で特に割合が少なくなっているというところがございます。それでは次に 6 ページをお願いします。人口の動態でございます。まず、これは自然増減の推移ということで、オレンジ色が出生数、灰色が死亡数といったところで、大体年間 300 人前後で自然減が続いているといったところではございます。その下が社会増減といって転入・転出です。その推移ということでこちらは年にもよりますが、30 から 50 ぐらいですかね、ここ最近では。社会減が続いているということで大体年間 300 人ぐらいずつ人口が減ってきています。これは合併した当初からもずっと続いてきていると、その前からもかもしれませんが、ずっと続いていっているところではございます。それから 7 ページをお願いします。婚姻の動向という、婚姻の件数の推移をご覧いただけたらと思います。令和 7 年度 35 件です。ですので、やっぱり子どもさんも少なくなっていくと思います。それからその下、世帯の動向ということで核家族化の進行がうかがえるといったところは、この表からわかると思います。世帯数が 1 万件ぐらいですかね大体 1 万 185 で、1 世帯あたり 2.03 人といった現状でございます。それから 8 ページをお願いします。女性の年齢別就業数といった数字、これは国勢調査の数値となります。令和 2 年がオレンジ、平成 27 年が青の点線です。令和 7 年の数値が出ましたら、また記入するようにします。まだちょっとその先の調査結果をこちらが把握できていないというところがありますので、ですけれども就業率というのは国や県と比較しても非常に高くなっておりまして、いの町の共働き世帯の多さというのがこの表からうかがえます。それから 9 ページが、人口の将来予測といったところではございます。ご覧のように、これはコーホート要因法を用いた人口推計でございますけれども、令和 10 年には 2 万人を切るのではないかなといった数字が出ています。それから特に就学前の児童は令和 8 年から 15 年

までで、123 人の減少が見込まれるという表でございます。10 ページをお願いします。ここからは少し見方が変わりますけれども、幼児教育保育施設の設置の現在の状況をここに書かせていただいております。各園の認可の定員ですとか、所在地とか、開所の時間とか、そういったところを書かせていただきました。それから 11 ページです。8 の入園の状況というところをご覧ください。ここからまず、全体の上の表が全体の数字でございます。町内の保育施設の入園児数といったところで、令和 2 年度の入園児 700 人がピークとなり、そこからちょっと減少に転じてきていると、令和 6 年度は 646 人となっております。

それでその下が地区それから園ごとの入園の状況でございます。まず①伊野幼稚園でございますけれども、こちらが令和 6 年度は、14 人ということで入園児数が下がってきているというところでございます。それから 12 ページをお願いします。12 ページの 2 の天神保育園です。天神保育園はそれほど変わらず。それからその下の伊野保育園も同じようにちょっと横ばいのような形になっています。それから 13 ページ、上が川内保育園です。大体横ばいかな、数年はといったところ。神谷保育園も若干増減がありますが横ばいの状況になっています。次に 14 ページです。14 ページ上が八田保育園。八田保育園も横ばいかなと。あいの保育園も大体横ばいの数字になっています。それから認定こども園ですけれどもここも若干数字が減ってきているかなといったところですけども、ここは一番大きい園ですので、こういった数字が並んでいきます。その下の認定こども園ごほうの方は先ほどの手前の表にもありましたけども、やっぱりここは少し減ってきているのかなと。令和 6 年度まで 12 人、令和 7 年度は 17 人でしたかね。こういった数字になってくると思いますけども、令和 7 年度の数字はちょっとまだ入ってないですが、下がってきているかなと。次 16 ページが本川へき地保育園です。ここはちょっと年にもよりますけども大体横ばいかなとは思ったところでございます。そこまでが大体入園の状況でございます。

次に 17 ページが、施設の老朽化といったところ、先ほどの目標のところでも 30 年以上経過しているというところがありますけれども、各園の建築の年度、築年数のあたりを見ていただいたらと思います。次 18 ページをお願いします。ここからが、計画の一番主要なところを担ってきます。第 3 章としまして就学前教育保育施設の再編整備計画ということで、課題解決に向けた目指すべき方向性といったところで少し書かせていただいております。本町における年少人口というのは減少する見通しとなっています。就学前教育保育施設再編整備計画においては、次の方向性を目指しますということで、1 から 4 まで書かせていただいております。一つ目が、効率的な施設配置と統廃合等の推進ということで、地域の実情に基づいて過剰・重複する保育施設の統合や、低稼働施設の見直しを行います。また多様化する保育ニーズや保育士不足に対応するため、保育施設の民営化を検討し、コスト削減を図ります。(2) ニーズに即した柔軟な保育サービスの提供に努めますということで、延長保育・土曜保育、課外教室をするなどの保育サービスの強化を図ります。(3) として ICT の活用による業務の効率化、(4) として財源確保の多様化といったところを、今後の方向性として、目指していきたいということで書かせていただいております。

19 ページからですね。公立保育施設の再編といったところ。ここからが、結構重要なところになっていきますけれども、ここはまだ詳しくは書いてないです。黄色い枠囲みがありますよね。計画案において今後の方向性を記載しますということで書かせていただいております。ここに、基本的な方針を今後書いていきたい

というふうに書いています。各保育施設の再編を次のように計画しますということで、伊野幼稚園はこれから10年間にこういう方向に進む、天神保育園はこうしますよ。それぞれの園についてはこうしますよ。例えば、この辺については、この地区において一つの園なのでその園は維持していきますよとか。園によっては近くに保育施設があるので、そこは再編を検討しますよといったようなことが、ここに記載されていくという形になります。もちろん、これからご意見いただいてまた次回に詳しいところを記載していくようにしていきますので、そういった目線でもご意見をいただきたいと思います。

今日はですね、少し長いこと説明しましたがけれども、アンケート結果についてまたご覧いただけたらと思います。この計画につきまして例えば構成とか、あるいは、こんなものを入れたらどうかとか、あるいは、ちょっとここはわかりにくいのでこうした方がいいんじゃないか、そういった意見を頂戴したいと思います。もし今日今すぐ意見を浮かばないようでありましたら、事務局の方へ、なんらかの形でお知らせいただけたらと思いますけれども、そういったところでいろんなご意見をいただきたいと思います。

また5月にまたこの会を開催したいと思いますので、そのときはもうちょっと黄色い枠囲みのところが入った形でまた提案をさせていただきたいと思いますので、そこで仕上げて、パブリックコメントを実施して、また8月から9月くらいかな、計画を進めていきたいというふうに思っております。いろんなご意見をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

会長:はい、事務局の方からアンケート結果についてと再編成についての今の段階で出来上がっているものを提示していただきましたが、アンケートの方でも構いませんし、どちらでも構いません。ご意見のこととか質問がある方がありましたら、お願いしたいと思います。これから何年かにかかって再編成というか、やっていくと思うんです。これもまだこれから何年かけて…。

事務局:あの、計画の期間としては10年を。令和8年から17年ですかね。計画案の3ページにありますけれども、案としては10年を考えています。この10年間の間にこの園は例えば維持していきますよ、ということであればこの10年間はこの園についてはあまり再編のことを検討しない。再編を考えていきますよということでしたら、この10年のうちに方向性を考えて取り組んでいくと。その方向性を今回この計画に書き出すと。例えば再編を「検討します」というような書き方になってくるかなと思います。そこから先の詳しい再編についてはですね、それはまた個別に協議・検討していくことになりますのでその方向性を計画していくということになります。

B委員:これだけ人口の推移が見える化してもらったんですが、年々子どもさんの数も減ってきて、小学校、中学校、高知県内でも廃校というか、学校自体もなくなっていく状況の中で、私はある程度この再編成っていうこの計画は、していかななくてはいけないなどは思うんですが。やっぱりこのアンケートの中にあ

るような内容もいろいろ勘案しながら、計画を進めていかななくてはいけないのではないかなとは思いますが。

ちょっと分からないんですが、民営化のことも、ということを書いてあったと思うんですけど、一番最後に、民営化っていうのはどういうことが考えられるんですかね。

事務局:例えばですね、社会福祉法人に保育所を経営しませんかと誘致して、その地区に今ある施設を休止するというか、閉園するというか、そういった形になるのではないかと思います。公立園をそのまま民営化するというわけではないです。もしくはですね、今ある施設を社会福祉法人等に貸して、今居る保育士は、他の公立園の方に異動するとか、そういったことが考えられると思います。

C 委員:保育士の立場としてなんですけど、子どもが減っていくとやっぱり統合して保育士の数の確保ができる。統合した施設っていうのはまだないと思うんですけど。今のところ、民営化、民間参入して、園数が変わらない、子どもが減っていくという。ただ民間のサービスで効率よく時間外がのばせられる。そこで公立の人数が少なくなってくる。公立は今後必要がなくなってくるのでそれを保育士の数がもしかしたら余剰ができてしまうかもしれないとか、そういうところをどう考えられているか、お聞きしたい。

事務局:どの園を民営化するかによってその保育士の数が全然違うので。例えば、大きいところで認定こども園えだがわを民営化しますとなったときに、今保育園は半分以上を会計年度任用職員さんが占めていて、フルタイムの保育士が不足する場合はパートで繋いでみたりとかいう保育をしてるんですけど、それは保育士が足りない状況なので仕方なくということもあって、もし民営化ができたとしてですね、保育士が各園にパートさんでいるところにフルタイムで入れたら、サービスの向上もできるしということで、あまり保育士があぶれるという状況は、想定はしておりません。

C 委員:それから具体的な想定というか、ところまではいってない?

事務局:そうですね。具体的なものは全然ないです。

B 委員:すいません。財政確保の多様化っていうイメージがありましたらちょっと教えていただきたいです。そういう公的資金に頼らずっていうのがちょっと何かイメージがあれば。

事務局:今実際に保育園でふるさと納税を使わせてもらって、会計年度任用職員の保育士の雇用だったり、そういうところにお金を使わせてもらっています。それをさらにクラウドファンディングだったり、企業版ふるさと納税だったりというところで、全て一般財源に頼るということではなく、そういったものも活用していきたいということを書いています。

町の財政事情もあって、園からの要望に全部答えられてないんですよ。実際のところ園からもうちょっとこうしてもらいたいというような、要望は聞いています。それにちょっと答えられてないところもありますので、そういった活用できるものがあれば、活用していきたいという思いがあります。

会長:これからまた出していくということになるんですけど、何かそういったところでは、大事なところがあるんじゃないかとかいうことがありましたら、教えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょう。
A 委員一言どうですか。

A 委員:僕の方から特になんていっていいんですけども、アンケートを拝見しております、この保育の質ってということだね。例えば、幼稚園と他の園は違うとかね。保育所と幼稚園が違うとかね。そんなこともまだあるようで、実は以前はその辺の違いはありましたけども、平成 27 年に改定がありまして、平成 28 年からは保育園も認定こども園も幼稚園も一緒にしようと、指導内容を。そういうふうに変わっていついていましてね。それまで違いはあって、特に子どもの身辺自立だとか、人に優しくだとかいうことも含めて、遊びを通した指導と。こういうふうに変わっていついてるんですね。各園はそれに基づいて、指導していただいております。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育保育要領この三つが整合性をとって、指導内容として。それで幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 10 の姿を設定をして、各園ではこの姿が、保護者にわかるようにいろいろ計画を立ててですね、内容的に示していただいております。そういったことでそういう取組が進んでいついて、昨日、保幼小の連携の会もあったように、小学校への繋ぎをどうするか、架け橋プログラムをどうするかについて、以前の会で報告がありました。令和の教育ビジョンの中に定められているように。その他にも、順調に会が持たれて進んでおりますので、その成果と言えるんじゃないかなというふうに思っています。やっぱり今の保護者の方々が学んできた保育の視点といいますかね、内容は変わってきてるんですよ。今は保育所も認定こども園も幼稚園も同じ内容で、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿ってものを明確にしながら、指導しているんですよっていうことがね。やっぱり全体的に広まっていけばいいのかなというふうに思っています。

会長:他にご意見ありませんでしょうか？アンケートの最後の方に統廃合・再編についての意見も保護者の方からいくつか。認定こども園えだがわの方からも民営化には上記の理由から反対ですとか、書いてくださってたりしますので、次の会までにアンケートの内容等も皆さんで検討されて、計画案を作成していただいたらいいかなと思っています。

事務局:はい、わかりました。次回には公立保育施設の再編といったところをもう少し詳しく園ごとに記載をしたいと思います。先ほど会長さんからもお話ありましたように、アンケートの個別の意見も、できるところは反映して、それから現在のいの町の情勢も考慮して、再編については、各園について例えば、維持していくものとするとか、あるいは統合を検討しますといったような文言になってくるとと思います。

それ以上の詳しい内容、いつまでにこうするとか、統廃合しますとかそこまでは書きません。計画として維持していくものとするとか再編を検討しますとか、民営化も検討しますとかいったような形で、アンケート等も参考にしながら、計画案をまた提案させていただきたいと思います。今回はご意見等いろいろ頂戴できると思いますので、また何かありましたら教育委員会とか教育事務所の方にもご意見をいただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

会長:はい、では次の議題に行きたいと思います。議事次第、(5)乳児等の通園支援事業の認可について、事務局からお願いいたします。

事務局:はい。それでは乳児等通園支援事業の認可についてご説明させていただきます。当日配付しました資料の方をご覧ください。こども誰でも通園制度の事業概要です。この制度は全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備することもあり、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化する目的で創設され、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国自治体において本格実施されます。対象は、保育園等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもで、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和8年度からの実施に向けては、こども誰でも通園制度の民間事業者による実施には、市町村による認可が必要であり、その認可に際して、子ども・子育て会議等で意見聴取を行うことが義務づけられています。

いの町では、令和7年度は実施の意向のあった家庭的保育事業所あんずのぼっけで実施をしましたが、令和8年度も引き続き実施の意向があり、認可申請をご提出いただいております。既に令和2年に家庭的保育事業所として認可をしていますので、設備や人員の基準は満たしています。実施方法は余裕活用型で実施する予定で、入園児数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れを行います。認可申請のあった家庭的保育事業所について説明します。事業所の名称は、家庭的保育事業所あんずのぼっけ。場所はいの町3175番地。申請者は施設長植田奈穂実さん。配置職員は非常勤6名、内訳は保育士4名、子育て支援員1名、調理員1名となっています。実施方法は先ほど申しましたが令和7年度と同様に余裕活用型で実施いたします。

次のページをご覧ください。こども誰でも制度の利用者数の実績ですが、表の通り、0歳1歳2歳の3名の方にご利用いただいております。0歳児の方が9月から4ヶ月、1歳児の方が4月から5ヶ月、2歳児の方が5月から4ヶ月の利用で、延べ利用者数は13人となっております。こども誰でも通園制度は、利用

可能時間は月 10 時間を上限とし、時間単位で柔軟に利用していただくことが可能となっています。利用時間は 0 歳児の方が計 40 時間、1 歳児の方が 46.5 時間、2 歳児の方は計 30 時間で合計 116.5 時間のご利用となっています。利用料金は 1 時間 300 円となっております、利用の際にあんずのぽっけに直接お支払いいただくようになります。令和 7 年度世帯の所得等を勘案した減免等は実施しておりません。令和 8 年度からは家庭的保育事業所あんずのぽっけに加え、認定こども園ごほくで実施する予定です。次のページの参考資料 3 ですが、認定こども園ごほくの令和 8 年 1 月 31 日時点の利用実績となります。1 号を含めて 60 人の定員に対し 17 名のご利用がございました。利用申請認定予約等については国が開発した総合支援システムを活用する予定であり、現在そのフローや事業者、利用者への周知内容については検討を行っている段階です。以上で説明を終わります。

会長:はい。事務局の方から説明がありました。何かご質問ある方がありましたらよろしく申し上げます。

B 委員:あんずのぽっけさんは何時まで開園していますか？

事務局:あんずのぽっけの開所時間ですが、平日 7 時半から 18 時、土曜日が 7 時半から 11 時半となっております。こども誰でも通園制度の利用時間については 9 時から 12 時半の 3 時間半を 2 回、9 時 15 分から 12 時 15 分までの 3 時間を 1 回で計 10 時間のご利用をされています。

会長:意見徴取を行うことが義務付けられていますということなので皆さんにどういうふうに諮ったらいいのですかね。諮ったらというか…。報告という形で大丈夫ですか。はい。こういうところもありますということをご皆さんに知っていただくということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。そしたら事務局の方からよろしく申し上げます。

事務局:議事次第 その他について、今後の会議の予定についてお伝えさせていただきます。いの町就学前教育保育施設再編整備計画の策定に向けて、令和 8 年度は 3 回会議を開催する予定でありまして、第 1 回目は 5 月開催を予定しております。お忙しい中大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。連絡事項は以上です。

会長:はい事務局の方から 5 月に会をするという報告がありました。他に委員さんの中で何か質問等がなければ終わりたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか?はい。以上で、令和 7 年度第 2 回いの町子ども・子育て会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。